

## デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究 (4)

—フレデリック 6 世治世 (1808-1839 年) を中心に—

佐保吉一

## Fundamental Study on the Danish Absolute Monarchy in the Period of Latter Term (4)

—Focused on Frederik VI's Social Policies (1808-1839)—

SAHO Yoshikazu

### **Abstract**

This paper examines the social policies of the late Danish absolute monarchy, focusing on the reign of King Frederik VI (1808–1839).

The reign of Frederik VI after 1814 was an era of rebuilding the nation from the turmoil following the Napoleonic Wars, while implementing cautious reforms within the framework of absolute monarchy. Politically, while curbing the spread of liberalism, he reflected public opinion within the system through the establishment of consultative provincial estates assemblies and parliamentary elections. Socially and economically, the 1814 School Ordinance and institutional support for rural communities sought to stabilise education and livelihoods, fostering national unity. Culturally, alongside economic recovery, literature, art, and science flourished, heralding the dawn of a later Golden Age. Thus, Frederik VI's reign is positioned as a transitional period that, while maintaining the order of absolute monarchy and national stability for the time being, fostered the development of liberty, education, and culture.

In terms of governance, after Bernstorff's death political authority was exercised through the cabinet (cabinet-led absolute monarchy), while following the Napoleonic defeat it reverted to the Privy Council, with the bureaucracy playing an effective administrative role (bureaucratic absolute monarchy). Nevertheless, the monarch never relinquished his ultimate authority. Frederik VI thus embodied the essential character of late absolutist rule.

## 0. はじめに

フレデリック 6 世時代はデンマーク絶対王制期の中でも激動の時代であった。ナポレオン戦争という大国間の戦争に巻き込まれて大被害を被ったうえに、中世からの連合相手であったノルウェーを喪失し、経済的に苦境に陥り国家破産的な状態にも追い込まれる、さらには絶対王制という政治体制に対して疑問が呈されるなど、政治・経済的な変化が目まぐるしかった。それに呼応して社会自体の変化も激しい時代であった。海外の影響を受けて自由主義的な考えが広まり、現体制に対する疑問や批判が公然と出現し、社会騒擾なども発生した。本稿では、7 代目の絶対王で、絶対王制後期に属するフレデリック 6 世の治世 (1808-39 年) を取り上げその社会政策を検討するが、この時代の社会政策が、これまでみられたようなある種固定化された絶対王制時代の政策ではなく、流動する社会における現象 (変化) に対応する政策でもあったという少し大きな観点から、その諸政策をみていきたい。例えば、言論や騒擾への直接的な対応は、法や治安の領域であるが、それらの背景にある社会経済的な要因や、社会の結束維持という観点から、特に広義での社会政策というものを検討したい。さらに、フレデリック 6 世時代の統治の特徴についても考究したい。

### 1. フレデリック 6 世の即位とその時代

#### 1-1 王太子から国王へ

フレデリック 6 世 Frederik VI (在位 1808-39) は、絶対君主として 7 代目かつ、最後から 2 番目の絶対王であった。5 代目の祖父フレデリック 5 世は飲酒が祟り政務を執ることは難しく、6 代目の父王クリスチャン 7 世は精神を患って政務を執ることは不可能であった<sup>1</sup>。それゆえ側近がキャビネットを中心にデンマークの政治を前に進めた。フレデリック 6 世が 1808 年に即位すると、約 60 年ぶりに初めて国王自らが政務を執り行えるようになったのである<sup>2</sup>。

そのフレデリック 6 世だが、クリスチャン 7 世を父に、英国から嫁いできたカロリーネ・マチルデを母に 1768 年に誕生した。父王は精神を病んで政務不能であり、母親は王の侍医であるストルーエンセとの不倫が明らかとなり、彼が 4 歳の時に国外退去に処され、その 3 年後に亡くなった。1772 年にストルーエンセに代わったグルベア政権では、王太子フレデリックは蔑ろにされ、帝王教育も不十分であった<sup>3</sup>。愛情薄い不遇な少年時代を過ごした彼は、保守反動政治を展開するグルベア政権のもとで、ベアンストーフ A.P. Bernstorff やレーヴェントロウ C.D.F. Reventlow という反対派と知古を得ることになった。そしてついに 1784 年に、クーデターを主導して、政権交代を実現したのである。

その後新政権では前グルベア政権で冷遇されていたドイツ系官僚、即ちベアンストーフ、レーヴェントロウ、シメルマン E.H. v. Schimmelmann 達が活躍し、次々と改革を実施した。父王クリスチャン 7 世が政務不能なため、王太子フレデリックが実質的に元首でもあった。

1780年代後半から特に農業及び農民のための改革政策が実施され<sup>4</sup>、その象徴が1788年に実現した土地緊縛制廃止であった。この新政権が改革を行なった時代は、デンマークが大北方戦争後の農業危機を脱して経済が上向き、中立政策を採る中、商業が繁栄した時期であった。

しかし、1799年に首相格であった外相 A.P. ベアnstorf が死去し、王太子フレデリックはレーヴェントロウやシメルマンとは少し距離を置きながら、新しい人材、モルトケ F. Moltke やコース F.J. Kaas を重用した。フランス革命を目の当たりにして、体制維持を目指したフレデリックは1799年に、検閲こそ復活させなかったが出版の自由を制限する勅令を公布するに至った。また、外交政策も積極的中立政策に変更し、英国とフランスが対立する中、地政学的好位置と海軍力を有するデンマークは英仏の関心を惹き、どちらもデンマークを自らの陣営に引き入れようとする。その中でデンマークは1807年に英国の砲撃を受け、首都コペンハーゲンの3分の1が灰燼に帰する大損害を被った。このため、王太子フレデリックの判断でフランスと同盟を組むことになり、英国とは決定的に対立する。かかる国難の時期に父王が1808年に急逝し、フレデリックは王位を継承して名実ともに国王フレデリック6世となる。

しかし王位継承後は、以前にも増して専制化した。それは、それまで度々開催されていた枢密院 *statsråd* の会合が開催されなくなり、政策判断は国王とその取り巻き<sup>5</sup>との間で進められたことに如実に現れている。その結果、外相 C.G.ベアnstorf は2年後の1810年に辞職した。国王の統治形式は以前のキャビネット型に戻り、大臣達の意見を聞かず独断的になっていく。フレデリック6世は秀でた分析力や統治能力を持ち合わせておらず、その政策判断により国運が左右された。特に、ナポレオン戦争が激化し、各国の恣意的な思惑により急速に変化する国際関係のなかで、デンマークは振り回されたのであった。ナポレオン戦争末期、1813年末になってようやく国王は枢密院を召集した。その後、枢密院は従来通り機能したが、多くの政治判断は諸大臣と国王の間で（個人的に）下されることになった。1816年以降次第にフレデリック6世の政治的影響力は低下し、後に検討する「政治の時代」と呼ばれる1830年代の動きの中では以前のような大きな影響力を持つことはなかった。

## 1-2 19世紀の思潮：ナショナリズム、リベラリズム

19世紀の西欧を中心とするヨーロッパの思潮は、ナショナリズム、リベラリズム、そしてロマンティシズム（ロマン主義）であり、デンマークでもそれが顕著に見られた。多民族国家であるデンマークは、英国との戦争、スウェーデンとの戦争を通じて、祖国デンマークを意識する機会が増加すると共に、デンマーク連邦王国内のドイツ系住民との関係でナショナリズムが高まった。また18世紀当初は中立国で通商国家であるデンマークはリベラル派であり、政治的にも1820年代より自由主義憲法を求める動きが盛んになってくる。ただ特徴的なのがこのナショナリズムとリベラリズムが結合してナショナルリベラルという考え方が醸成されたことである。さらに、ロマン主義はデンマークでも興隆を極めた。ドイツから紹介され、影響を受けた文学者エーレンスレーヤー A. Oehlenschläger を嚆矢として文学の黄

金時代が築かれる。世界的に有名な童話作家アンデルセンもその時代に活躍している。なお、このロマン主義は 1864 年にドイツとの戦争に敗れる頃まで続いた。

## 2. ナポレオン戦争の影響

### 2-1 ウィーン会議（議定書締結）前

#### 2-1-1 デンマークとナポレオン戦争 —デンマークを巡る国際関係—

1807 年 9 月の英国によるコペンハーゲン攻撃を契機として、デンマークは英国と対立するフランス側に接近し、同年 10 月、フォンテーヌブローにおいてナポレオンと同盟条約を締結した。デンマークにとってこの同盟の最大の目的は、連合王国としての領土的一体性、とりわけノルウェーとの連邦を維持することにあった。1807 年時点でデンマークはフランスおよびロシアと同盟関係にあり、スウェーデンに対して大陸封鎖への参加を求めたが、これが奏功しなかったため、1808 年 2 月に宣戦布告している。この時点でロシアはすでにフィンランドへ侵攻しており、デンマークはノルウェー方面およびシェラン島からの対スウェーデン攻撃を計画した。後者についてはフランス＝スペイン軍の支援が予定されていたが、スペインでの蜂起発生により実現には至らなかった。ロシアによるフィンランド獲得は、フレデリック 6 世にとって、次なるスウェーデンの目標がノルウェーになるとの危機感を生じさせた。同時にそれは、ロシアにおけるデンマークの同盟国としての相対的地位低下、ひいてはデンマークの国家体制への関心低下を意味していた。

ナポレオンのロシア遠征失敗後、フレデリック 6 世はロシアから二度にわたり対仏同盟への参加を迫られた。その条件は、北ドイツでの領土獲得と引き換えにノルウェーを割譲することであったが、国王および顧問団はこれを拒否した。このためデンマークは 1813 年 1 月、フランスからの同盟継続要請を無条件で受諾した。しかし 1813 年 10 月、ナポレオンはライプツィヒで決定的敗北を喫し、デンマーク軍 1 万人はカール・ユーハン率いる約 4 万 3 千の対仏同盟軍と単独で対峙することとなった。同年 12 月、デンマーク軍はレンスボーへ後退し、ホルシュタインおよびスレースヴィは占領された。この時点でユトランド侵攻も現実味を帯びたのであった。

この危機的状況下、フレデリック 6 世は 1813 年 12 月 3 日、即位後初めて枢密院を召集し、ノルウェー割譲問題について意見を求めた。大勢は割譲に反対であったが、スウェーデン側の要求は強硬であり、国王は 1814 年 1 月、全権特使を派遣して講和交渉に入った。1 月 14 日深夜、いわゆるキール条約が締結され、デンマークはノルウェー全土をスウェーデンに割譲することとなった。ただし交渉過程におけるスウェーデン側の認識不足により、フェロー諸島、アイスランド、グリーンランドはデンマーク領として残された。加えて代償としてデンマークは、スウェーデン領であった前ボメルンおよびリュウゲン島を獲得した。

結果としてフレデリック 6 世治世下で、デンマークは国土の約 3 分の 1、人口の約 3 分の 1 を失った。この決定は国王法との関係から問題視され<sup>6</sup>、後世の歴史家の中には、同王をデンマーク史上最も否定的に評価する者もいる<sup>7</sup>。

一方、割譲対象となったノルウェーでは、キール条約の報が伝わると、1814年5月17日にアイッツヴォルで国民議会 **Rigsforsamling** が開催され、独立した立憲王国を目指す憲法が可決された。同日、デンマーク王太子でノルウェー総督であったクリスチャン・フレデリックが国王に選出された。しかし列強の承認は得られず、スウェーデンの軍事的圧力の下で彼は退位し帰国することとなった。最終的に、アイッツヴォル憲法を基礎とするスウェーデン＝ノルウェー連合王国が成立したのである。

### 2-1-2 1813年の「国家破産」

ナポレオン戦争においてフランス側に加担したデンマークは、自国経済の構造的制約を十分に考慮しないまま、大陸封鎖体制の積極的な担い手となった。しかし、従来デンマーク経済はフランスよりも英国との交易関係に大きく依存しており、その結果、大陸封鎖は深刻な経済的打撃をもたらした。抑圧された経済状況の反動として、密貿易、海賊行為、私掠活動が横行し、その規模はナポレオン戦争期を通じて約1億リクスダラーに達し、当時の国家予算1年分に相当したとされる。

戦争初期には辛うじて自給体制を維持していた国内経済も、戦局の長期化とともに物価上昇と貨幣価値の下落に見舞われ、典型的な戦時インフレーションが進行した。1807年から1813年にかけて、バター価格は約7倍、小麦価格は約10倍に上昇し、銀に対する紙幣価値は1809年に3分の1、1811年に7分の1、1812年には14分の1へと急落した<sup>8</sup>。にもかかわらず、戦時体制下における政府の貨幣需要は増大を続け、政府は対応策として紙幣の増発に依存した。その結果、紙幣発行量は1806年を1とすると、1807年に1.2、1812年に5.08、1813年初には5.76へと急増し<sup>9</sup>、国内のインフレは一層深刻化した。このインフレの影響を最も強く受けたのは、公務員をはじめとする固定給所得者層であった。一方で、農民の中には農産物価格の上昇を利用して債務を返済し、自作農へ転じる者も現れ、社会経済的影響は一様ではなかった。そして、経済が混乱するなか、後に哲学者キェルケゴールが「私は狂った金銭の年に生まれた<sup>10</sup>」と書き記した1813年、いわゆる「国家破産 (statsbankerot)」が発生した。これは、従来の紙幣発行銀行であったクラント銀行 **Kurantbanken** を廃止し、新たに国立銀行 **Rigsbanken**<sup>11</sup> を設立する通貨改革であり、旧紙幣6に対して新紙幣1という交換比率で回収が行われた。なお、この改革の成果が完全に現れ、銀との平価が回復するのは1838年を待たねばならなかった。

デンマークは大陸封鎖から顕著な経済的利益を得ることができなかつたにもかかわらず、イギリスやロシアからの度重なる対仏同盟参加の誘いを退け、ナポレオンのロシア遠征失敗後も一貫してフランスとの同盟を維持した。この選択は国民的意思というよりも、絶対君主フレデリック6世の判断に基づくものであり、その背景には、何よりもノルウェー喪失を回避したいという強い意図があったと考えられる。

### 2-1-3 1814年の学校令

次にウィーン会議前のデンマーク社会に多大な影響を与えた1814年の学校令について詳

しく考察する。

### 2-1-3-1 背景

宗教改革以来、聖書読解を目的とする初等教育は教会の管轄で行われてきたが、18世紀以降それが国家政策として再編されていった。特にフレデリック4世（在位1699-1730）、クリスチャン6世（在位1730-46）の治世下にそれが制度として整備されていく。例えば1720年に騎士領に騎士学校が設立され、1736年に堅信式が義務として導入され、1739年には堅信式を迎えるための宗教教育を実施する学校が各教区に設置された。そして、王太子フレデリックを中心とする開明的な新政権が誕生し、1789年には「大学校委員会 Store skolekommission」が設置され、国民義務教育への議論が重ねられた。19世紀初頭にはその内容がほぼ固まり、1806年から島嶼地区で、実験的に先行して教育改革が実施された。その後、英仏を中心とする戦争に巻き込まれるなかで、1813年の国家破産や敗戦、1814年初頭のノルウェー割譲、といった国難を経験する最中、1814年7月29日にデンマークに義務教育を導入する法律 *Anordning for Almue-Skolevæsenet paa Landet i Danmark*, 29. juli 1814 が公布された<sup>12</sup>（以下、本稿では1814年の学校令と略）。

### 2-1-3-2 具体的内容

本法律は前文と全70条よりなる。前文では「本法の誠実な適用が真の宗教（性）を広め、市民の徳を喚起する *troelige Anvendelse skal udbrede sand Religiositet og fremkalde borgerlige Dyde*」と法律制定の目的が語られている。つまり、正しいキリスト教徒を育成し、国を支える良き市民を形成しようとするのである。以下、その主な内容を章ごとに整理する（表1参照）。

表1 1814年学校令の章ごとの主な内容

章	該当条項（条）	内 容
1	1～6	校区、常設および巡回学校について
2	7～13	就学の開始、クラス分け、授業時間について
3	14～21	欠席および児童の教会通い
4	22～28	授業内容、児童の公開試問および卒業について
5	29～33	学校における規則及び懲戒について
6	34～43	学校に対する監督について
7	44～51	学校教師の任命について
8	52～65	学校の建設・維持・および学校教師の報酬について
9	66～70	学校基金（会計）の収入・支出、およびその管理について

また、本法令の要点は次のとおりである。

- 1) 学校までの通学距離は自宅から4分の1マイル（筆者注＝約1.88キロメートル）以下で、

- 人口分散地区では巡回学校制度を設ける (1、2 条)。
- 2) 全ての子どもは通常 7 歳<sup>13</sup>より堅信式まで教育をうける義務がある (2、7 条)。
  - 3) 学校は 2 学級制で、農村部では週 3 日通学し、収穫開始より 4 週間は休校となる (8、10、11 条)。
  - 4) 授業時間は、3 月 1 日～10 月末は、午前 8 時～11 時、午後は 1 時～4 時。11 月 1 日から 2 月末までは、午前 9 時～12 時、午後は 1 時～3 時である (9 条)。
  - 5) 授業科目はキリスト教、読み・書き、計算、そして可能な学校では音楽と体育である (23 条)。
  - 6) 年に 2 回 (4 月、10 月)、公開試験を受ける (25 条)。
  - 7) 保護者には子どもを清潔に保つ義務があり、違反すれば罰金を支払う (30 条)。
  - 8) 学校教師として採用されるための条件は 21 歳以上で、必要な能力や品行の証明書を有する者であり、原則としてセミナリウム修了者が採用される (44、45 条)。
  - 9) 校舎の建築仕様、黒板等必要物、教師 (家族) の生活保障が規定されている (52、53 条)。
  - 10) 学校区内の住民が学校建設および維持 (教師の給与含む) に関与し、経費を負担する (54、56 条)。
  - 11) 教師の処遇 (食料の現物支給、燃料、家畜飼料) が詳細に規定され、教師未亡人に対する年金支給も記載されている (55、62 条)。
  - 12) 教師の救済基金 (教師未亡人・高齢教師の救済、優秀教師への報賞、体操教育の奨励) がある (63 条)。
  - 13) 学校基金 Skolekasse を設置して、収入・支出を教区学校委員会が管理する (66 条～70 条)。

### 2-1-3-3 特徴

学校令全体を通してまず指摘できるのは、本法が 18 世紀の経験を基礎として、国民皆教育の理念を農村共同体とルター派教会の枠組みに組み込んだ制度だという点である。

義務教育の目的については、前文および第 22 条において「善良かつ公正な人間 (gode og retskafne Mennesker)」として育成し、かつ「国家にとって有用な市民 (nyttige Borgere i Staten)」となるために必要な知識と技能を授けることが明示されている。すなわち本学校令は、子どもを「キリスト教的人間」であると同時に「国家を支える市民」として育成することを目的としていた。

本学校令により、デンマーク本土の全ての子どもは通常 7 歳から堅信式まで、約 7 年間にわたり教育を受ける義務を負うことになった。これは学校への通学義務ではなく、教育を受ける義務である点に留意する必要がある。

18 世紀前半の学校制度と比較すると、授業内容もより意欲的である。従来の読みとキリスト教知識に加えて、書き、計算が必修とされ、条件の整った学校では音楽や体育も導入された<sup>14</sup>。この背景には、土地緊縛制廃止後に自立した農民が国家を支える主体となるという時代的要請があったと考えられる。さらに、すべての学習科目の修得が堅信式の前提とされた

ことにより、堅信式は単なる信仰儀礼ではなく、19世紀社会の成員として承認される制度的通過点となった<sup>15</sup>。

農村部では隔日通学とされ、農繁期の休校も認められていたが、これは児童が農業労働力の一部である現実を踏まえ、農民の理解と協力を得るための制度的配慮であった。教師の待遇についても、穀物などの現物支給、住居、年金、さらに教師の未亡人に対する給付まで詳細に規定されている。加えて学校基金の設置により、貧困家庭児童への教材支給なども制度化されており、教育が共同体によって支えられる公共的事業として構想されていたことが分かる。

制度構造の面では、地域共同体が学校の建設・財政・運営を担い、教会が教育内容と道徳・宗教の統制を行ない、国家が法定と最終的監督を行なうという三層構造が採用されている。これは高度に分権的な統治モデルである。

さらに注目すべきは第28条で堅信式後の教育、すなわち成人教育にも言及されていることである。僅か週に1時間の教育ではあるが、その後のデンマークにおける生涯学習制度の萌芽として重要な意味を持つ。

#### 2-1-3-4 歴史的意義

1814年学校令の歴史的意義について考えると、本法は単なる教育制度改革にとどまらず、国家・教会・農村共同体を媒介した包括的な社会制度改革であったと評価できる。当時のヨーロッパには、プロイセン（1763年一般学校規則）やオーストリア（1774年学校令）といった先行例が存在した<sup>16</sup>。しかしデンマークの学校令は、教師の給与・年金の法制化、学校基金の設置、監督体系の明確化を含み、義務教育を社会制度として具体的に運用可能な形で実現した点において、最初期の先進的立法の一つであった。

本学校令はまた、カリブ海のデンマーク領にも影響を及ぼし、1839年に黒人奴隷の子弟に対する義務教育が導入された。その結果、同地域の識字率は周辺諸国と比較して高い水準であったとされている<sup>17</sup>。

さらに公布時期に注目すると、本法は国家破産（1813年）とノルウェー喪失（1814年）という深刻な危機の只中で制定されている。このことから、国家再建のために、まず教区共同体を基盤とする教育制度によって社会の結束を下から再構築を試みたという仮説を立てることができる。この点については、今後さらに史料の検討を通じて検証したい。

### 2-2 ウィーン会議（議定書締結）後のデンマーク

#### 2-2-1 ヒールスタート

ウィーン会議後デンマークは、1864年までヒールスタート *helstat* と呼ばれる特殊な連邦国家体制を敷くことになる。このヒールスタートとは、デンマーク国王のもとにデンマーク王国、三公爵領即ちデンマーク公爵領スレースヴィ、ドイツ公爵領ホルシュタイン、ノルウェー割譲の代償である同じくドイツ公爵領ラウエンブルク、そしてフェロー諸島、アイスランド、グリーンランド、さらに海外領土<sup>18</sup>から構成される多民族（主にデンマーク人とドイ

ツ人) からなる国家体制であった。キール講和会議後のデンマーク王国と三公爵領の規模はかなり減少し、人口約 150 万人、面積約 5.8 万平方キロメートルとなった。人口 100 万人、面積約 32 万平方キロメートルを擁したノルウェーの割譲はデンマークにとって極めて大きな損失であった。このヒールスタート体制は以前にも増してドイツ語使用国民の増加をもたらし、そのことがその後言語とナショナリズムの関係で、デンマーク・ドイツ (プロシア) 関係を余計に複雑にするのである。さらにデンマークはドイツ公爵領ホルシュタインとラウエンブルクを領有する関係上、1815 年に形成されたドイツ連邦に加入することとなった。

さて、ウィーン会議に出席し、敗戦国の元首として、成果を生み出せなかった国王フレデリック 6 世は、どのように国民に迎えられたのであろうか。国民からの敬愛が篤かったフレデリック 6 世の人気は低下したが、ウィーン会議から帰国した国王は意外にも首都で大勢の歓声をもって迎えられた。

### 2-2-2 政治的变化

ナポレオン戦争の敗者となり、長年の連合国ノルウェーをも喪失した国王は、その統治に対する個人的影響力が減少し始める。最高意思決定機関であった枢密院が制度として復活・定期開催となり、統治の中心は各省庁に移り始める。1816 年 2 月には王令 *kongelige resolutioner* により中央官庁に関する重要な変更 (特に経済運営面) が定められた。国王は行政・法律上の専門知識は官僚には及ばないため、各省庁からの草案の大半を承認するが、自己の意に反する案件に関しては、絶対君主の意向が優先された。特に人事異動、軍事・外交に関することは、直接国王の管轄下にあった。1819 年には作家トクセン *Blok Tøxen* が国王に憲法を要求する内容の手紙を公表すると、速やかに年金付きの蟄居に処されている。これは反体制の動きに繋がる活動は、厳しく取り締まられることを示していた。

### 2-2-3 経済的变化

1813 年にいわゆる「国家破産」を経験したデンマークは、経済的には不安定な時代を迎えるが、1814 年以降、金融・産業政策は自由主義的方向に進んだ。1816 年には王国で 2 番目の貯蓄銀行がオーデンセに設立されている。また、金融制度に対する信用を強化するために、国立銀行が再編されて、国家から独立した中央銀行 *Nationalbanken* となる (1818 年)。ナポレオン戦争後の景気後退のなかで経済状況が悪化し、商業危機を招来し始め、1816 - 20 年の 5 年間には毎年 50 の商社が倒産している。デンマークの経済活動が低下すると共に、コペンハーゲン港の圧倒的な地位も低下した。代わって、自由港ハンブルク港の重要性が増した。デンマークから英国への穀物輸出もハンブルク経由となった<sup>19</sup>。商業再建のために卸売協会委員会 *Grosserer-societetets komite* が国王の諮問機関として設置されている。さらに、世界市場における農産物価格が大きく下落し、デンマークも深刻な農業危機に見舞われた (~1828)。最も打撃を受けたのはローンや税金を現金で支払わねばならなかった自作農や地主であった。逆に地代を現物で支払う小作農は最も影響を受けなかった。

#### 2-2-4 社会的変化

国内では国家破産、商業危機、農業危機の影響を大きく受ける中、国民生活も苦しくなり、社会的にも大きな変化がみられた<sup>20</sup>。生活苦を背景にその救いを求める新しい宗教運動も地方で出現する。ユトランド半島では国教会が合理主義に傾く中、原罪と地獄の罪は合理主義者よりもさらに強調されるべきであるとした「強きユラン人 *de stærke jyder*」がホーセンス地区を中心に広がった。またフュン島では、大工で俗人のマッセン *Christen Madsen* が宗教的覚醒運動を開始する。彼によれば、人間は救済されるためにより宗教的な生活を送らねばならないとし、娯楽、飲酒、カード遊びを断念させ、毎週日曜日に自宅で集会を開いた。これに対して牧師や当局は彼の覚醒運動を厳しく批判したのであった。

また、社会的騒擾も発生している。1817年には首都の「子供の家」と呼ばれる児童養護施設で暴動が発生し、拘置室が焼失した。結果的に暴動を起こした者の内7人が処刑されるに至っている。そして、1819年にはより大規模な騒擾、いわゆるユダヤ人騒擾が首都で発生している。このことを次に概観する。

#### 2-3 1819年のユダヤ人騒擾 *Fejden*

デンマークは、隣国スウェーデンなどと比較して歴史的にユダヤ人に対して寛容な政策をとってきた。例えば、1743年にはシナゴグの建設が認められ、1798年にはデンマーク人との婚姻も合法化され、1814年には市民権が付与されている。しかし、戦後の経済的困窮が続く中で、1819年9月、コペンハーゲンにユダヤ人やユダヤ人に寛容な政策をとっていたフレデリック6世を批判する内容を含む手書きポスターが出現した。警察による剥離や押収といった措置が講じられたものの、騒乱は収束せず、事態はやがてユダヤ人個人やユダヤ系商店に対する襲撃事件へと発展した。襲撃の参加者の大半は見習い職人や水夫であったが、身なりの整った市民も含まれていた。襲撃者たちは「へぷへぷ *hep-hep*」という掛け声を伴い、数日間に渡り暴行を繰り返した<sup>21</sup>。最終的には軍が出動し、逮捕者も出る形で事態は収束した。

この騒擾は、約1か月前にドイツ南部で発生した暴動が北上し、ハンブルクやリュベックを経てデンマークに波及したものである。その背景には、ドイツで刊行された反ユダヤ文学の大半がデンマーク語に翻訳されていたこと、そしてその翻訳文献がデンマーク人作家に影響を与えていたことが挙げられる。実際1813年頃から、後に「文学上のユダヤ人騒擾 *den litterære jødefejde*」と称される状況が発生しており、ユダヤ人に対する寛容の是非や、ユダヤ人が有用な市民であるか否かが、出版物上で活発に議論されていた。反対論者は、ユダヤ人を貪欲かつ利己的、さらには盗人であると非難し、宗教的観点からも批判した。また、1813年の国家破産後の経済危機をユダヤ人に帰する傾向も見られた<sup>22</sup>。一方で、ユダヤ人擁護派は啓蒙主義的観点から、ユダヤ人も他の市民と平等に扱われるべきだと主張した。かかる背景の下、1819年9月、コペンハーゲン各所に反ユダヤ的ポスターが掲示され、デンマークにおけるこれまでで最大規模の民族差別騒擾が発生したのである。

政府はこの騒擾に対して、全ての集会を禁止し、委員会裁判所を設置して迅速な判決を下

した。最高刑は死刑であり、首都では戒厳令下のような状況となった。このような厳重措置の背景には、同様の騒擾が政府批判や絶対王制批判<sup>23</sup>に波及することへの恐れがあったと考えられる。9月22日には外出禁止令が解除され、都市は何とか平常状態を取り戻したが、小規模な衝突も含め、1820年頃まで不穏な状態が続いた。コペンハーゲンのみならず、ユダヤ人居住者の多いオーデンセやヘルシンギョアでも騒擾が確認されている。

ユダヤ人側でも、キリスト教徒を冒涇したとして逮捕者を出している。しかし、デンマークのユダヤ人にとって、この騒擾は大きな衝撃であった。なぜなら、彼らは他国のように露骨な差別を受けることなく、伝統的に寛容な扱いを受けてきたからである。1814年にほぼ同等の市民権を得たものの、多くのユダヤ人は1819年の騒擾後、キリスト教への改宗を選択していった<sup>24</sup>。

### 3. 1820年代 —経済の復興と文化の繁栄—

ナポレオン戦争に敗北したことで、絶対王制の矛盾・不信が明らかになったが、この矛盾は戦争に疲弊した国家が立ち直るまで影を潜める。しかし、経済が徐々に回復し始める1820年代後半頃より少しずつ、自由主義的な考え方が広まっていった。文化面では経済的危機とは裏腹に、活動が活発になり、後に文化の「黄金時代 Guldalder<sup>25</sup>」と呼ばれる時代の端緒の動きがみられた。以下、社会との関連において、政治・経済・文化面等の状況を検討する。

#### 3-1 経済

ナポレオン戦争直後は国の主産業である農業が危機に瀕し、1823年には農産物価格が18世紀のクリスチャン6世時代以来の低水準に留まった。特にユトランド地方における打撃が大きかった。政府は新通貨クローネを導入(1822年)し、減税や税の延納等の措置を講じた。また土地税に関しては再度支払い方法の変更を行ない、現金で支払う一部を銀の代わりに紙幣で支払うことが許可される。これはある種の間接的な減税である。そして更なる農業技術の改良に努めた結果、1825年頃より農産物価格が緩やかに上昇し始めた。こうして英国の穀物法が一部緩和された1828年より確かな経済発展の兆しが見え出す。その間に貿易を活発化するために西インド諸島における独占貿易を緩和する措置も講じている(1823年)。

#### 3-2 政治

1820年代初めは経済が危機的状況で、一般国民は生活することに追われ、人々の関心が政治に向かう余裕は殆ど無かった。それでもより大きな自由を求める動きは伏流としてあり、それが表に出たのが、次に述べるダンペ事件であった。

ダンペ Dr. J.J. Dampe (1790-1867) は哲学博士で説教者、政治活動家でもあった。絶対王制に批判的な読書クラブであるクリオ Clio で熱心に活動し、体制批判的な内容の説教や講演を行なったことで当局に目を付けられていた。1820年には国王フレデリック6世に対して、代議制に基づく自由主義憲法導入に関する国民投票の実施を求め、国王が拒否すれば

軍隊が蜂起するだろうと述べていた。実際にそれを目指す秘密団体「鉄の環 Ringen」の設立を準備したが、設立総会当日、密告により当局に逮捕・投獄された。ダンペはその後、絶対王制に対抗する革命を企てたとして、「国王法」により死刑判決を受けたが、減刑されクリスチャンスエー島へ流刑となった。1848年の恩赦まで続いたこの処遇は、反体制に対する見せしめであった<sup>26</sup>。

一方、知識人層の間では外国の自由主義思想やノルウェー憲法に関する知識が共有され、絶対王制に対する疑念が広がりつつあった。

### 3-3 宗教

さらに自由を求める動きが宗教の面でも続いている。首都では牧師のグルントヴィとクラウセン教授が合理主義神学をめぐる対立し、1826年にグルントヴィが生涯検閲処分を受けた<sup>27</sup>。地方では、異なる方向から自由を求める動きが登場し、社会的な動揺をもたらしている。先述の信仰覚醒運動である。敬虔主義信仰に基盤をもち、当時の合理主義神学やそれを信奉する者を敵視した<sup>28</sup>。代表例が「強きユラン人」と呼ばれるものであり、フン島からも同様な運動が起こっている。その中心人物のマッセンは1821年に有罪とされたが、最終的には死後に罰金刑とされた。フン島ではその後もマッセンに影響を受けた信仰の自由と独自の学校運営<sup>29</sup>を求める動きが社会に広がり、政府も警戒せざるを得なかった。なぜならこれは民衆運動の始まりであり、体制側はそれを現体制の否定、すなわち絶対王制の否定に結びつくことを恐れたからである。

### 3-4 社会

社会福祉関係では1822年、コペンハーゲン市の牧場 ladegaard は貧民のための労働施設に転用された。ギルド制度では、1800年に導入された親方試験免除の自由職人制度 frimester<sup>30</sup>が廃止され、職人層の要請を背景に再規制化が進んだ。また、出版自由法で規定されていた、国外追放処分が1827年に廃止され、父親がその処分を受けていた J.L. ハイベアは同年、週刊雑誌「コペンハーゲン・フリーヴァネ・ポスト Kjøbenhavns flyvende Post」を創刊し、言論活動を活発化させた。

### 3-5 文化面

経済面とは裏腹に学術・文化面では様々な発展がみられた。1820年には H.C.エアステッズ Ørsted が現在まで影響を与えている電磁気を発見し、1823年には言語学者ラスムス・ラスクがインドより多数の貴重な手稿や学術資料を持ち帰っている。アンデルセンの活躍はもう少し後になるが、作家達の活動も活発である。インゲマン B.S. Ingemann、ブリッカー Steen Steensen Blicher が競うように作品を出版し、1824年には読書クラブのアテネウム Athenæum が設立されている。このクラブで新しい経済的、政治的考えが議論され広まって行った。演劇では1828年に、国王フレデリック6世の娘マリエの婚姻に際して制作されたハイベアの作品「エルバホイ」が上演された。さらに、1829年にはエーレンスレーヤーガル

ンドでスウェーデンの詩人テグネールにより北欧の桂冠詩人に叙され、19世紀中葉を特徴付ける汎スカンジナビア主義の嚆矢となっている。

教育機関としては、貴族子弟が学ぶソーリョ・アカデミー Sorø Akademi が再興され、1827年にはデンマーク初の音楽学校 musikonservatorium がコペンハーゲンに開校している。特筆すべきはエアステツズを学長とする工業大学 Polyteknisk Lærestanstalt が設立されたことである。同大学はフランスのエコール・ド・ポリテクニクをモデルとし、その後のデンマーク産業の発展に寄与した。

そして様々な民間文化団体も設立されている。例えば自然知識普及協会 Selskabet for naturlærens udbredelse (1824)、芸術協会 Kunstforening (1825)、王立北欧古文書協会 Det kgl. nordiske oldskriftsselskab (1825) 等である。

このように、1820年代は文化面では今までにない発展がみられ、公共的文化空間が拡大したのであった。

### 3-6 1820年代の特徴

1820年代のデンマークは、ナポレオン戦争後の国家的危機からの回復期であると同時に、絶対王制の内的緊張が静かに蓄積された時代であった。通貨改革と農業回復により経済は安定を取り戻し、社会には一時的な落ち着きをもたらされたが、その過程で教育、出版、結社活動が拡大し、自由主義的な思考と公共的議論の空間が形成されていった。政治的にはダンペ事件のように、体制（絶対王制）に批判的な動きには厳しい対応なされ、体制が依然として強固であることを見せつけている。一方で、宗教運動や知識人の活動を通じて、国家教会と絶対王制の正当性は静かに浸食され始めていた。文化面での「黄金時代」の胎動は、こうした社会的変容の中から生まれたものであり、次の1830年代により華々しい成果が現れる。

## 4. 1830年代 —政治の時代—

ナポレオン戦争直後のデンマークは深刻な経済危機に直面し、国民の関心はまず生活の維持に向けられていた。しかし1820年代後半から経済が回復するにつれ、人々は自らの政治的状况に目を向け始め、1830年代から40年代にかけて「政治の時代」と呼ばれる局面に入る。政府に対する不満や批判が公然と表明され、多様な団体や言論が社会空間に登場した。この政治化の過程の最終的帰結が、1848年の絶対王制崩壊と1849年の自由主義憲法制定である。本章では、とりわけ言論・出版の自由に注目しつつ、社会との関係の中で、1830年代の政治的状况を考察する。

### 4-1 ローセン事件 (1830年)

1814年のウィーン会議後のいわゆるウィーン体制において、それまで割拠していたドイツの諸邦は新たに「ドイツ連邦」となって統合されたが、その中にはデンマークの南部地帯が含まれていた。具体的にはドイツ公爵領ホルシュタインと同じくドイツ公爵領ラウエンブル

クであった。ウィーン議定書に基づいて、その両公爵領はドイツ連邦に加盟しており、統治は旧来通りデンマーク国王が行なっていたのである。その連邦規約第 13 条には「憲法を有すべし」ということが述べられており、これは各邦政府に対して憲法制定を勧告している。そして、デンマークはこの連邦規約により、ドイツ公爵領における憲法制定を何度も迫られていた。公爵領での憲法制定は、デンマーク本土での自由主義憲法制定、引いては体制の変革に繋がるため、国王フレデリック 6 世はドイツからの憲法制定要求にはこれまで反応してこなかった。

さて、デンマークにおける政治の時代の幕開けは、西欧からの影響、具体的には 1830 年のフランス 7 月革命の影響を受けたことから始まる。18 世紀初頭より広がり始めていた自由主義勢力を抑圧したウィーン体制は、時代と共に各地で広がった自由主義に抗しきれず、1730 年にフランスで革命が勃発し、その影響を受けてヨーロッパ各地で革命運動が繰り広げられた。それがデンマークにまで及んだのである。官吏のローンセン Uwe Jens Lornsen (1793-1838) は 1830 年に、法務執行官として故郷スレースヴィのシル Sild に赴任した。根っからの自由主義者である彼は同地で、自由主義運動を先導することになる。同年 11 月に『シュレスヴィッヒ・ホルシュタインにおける憲法制定について Ueber das Verfassungswerk in Schleswigholstein』というドイツ語の冊子を刊行したのであった。その冊子に於いて彼は「スレースヴィ＝ホルシュタイン<sup>31)</sup>」にもノルウェーのような自由主義憲法の制定を求めている。さらに、両公爵領のための立法組織を召集し、公爵領の統治部門をキールに移すことも述べていた。このローンセンの小冊子は物議をかもし、賛成・反対のパンフレットが行き交った。デンマーク政府にすると、身内の官吏が、小冊子をもって絶対王制と連邦国家体制（ヘールスタート）に公然と反旗を翻したのである。ゆえに、ローンセンは直ぐに逮捕され、1 年間収監された。収監中に躁鬱病の発作が起こるようになった彼は、翌年には国外追放となり、南米を彷徨った後、スイスで自らの命を絶っている。このローンセン事件は、先述のダンベ事件同様、国民が自由主義を求めて絶対王制に刃向かうと、手厳しい処分が下されることを見せしめ的に示すものとなった<sup>32)</sup>。

#### 4-2 諮問的地方身分制議会の設置<sup>33)</sup>

デンマークにおいて最初の身分制議会 *stænderforsamling* が設置されたのは 1468 年で、それは主に、国王の課税要求に対する協賛機関の役割を果たしていた。そして、1660 年にデンマークが選挙王制から世襲王制に政体を変更し、さらには翌 61 年には絶対王制が導入された。スウェーデンでは絶対王制下にも拘わらず身分制議会が存続したが、結局デンマークでは絶対王制成立以降、一度も身分制議会が召集されることはなかった。そして、約 170 年経過した 1831 年に、次に述べる地方身分制議会を設置する法令が公布されたのである（5 月 28 日）。この設置令公布の直接的契機となったのは、1830 年のパリに端を発する七月革命と、それに触発された公爵領におけるローンセン事件、さらにドイツ連邦からの度重なる連邦規約第 13 条の履行要求という、デンマーク王国外の外部的要因であった。その外圧と近親者からの働きかけによって、デンマーク国王フレデリック 6 世は絶対君主としての決断

を下し、1830年11月16日に身分制議会設置の声明<sup>34</sup>を出した上で、1831年5月28日に諮問的的地方身分制議会（以下、身分制議会と略）設置令が公布された。本法令は大枠だけを示したもので、前文と本文8条からなる。その要点は次のとおりである。

- 1) 議会は、島嶼地域、北ユトランド地域、スレースヴィ地域、ホルシュタイン地域の4ヶ所に設置され（第1条）、議会の開催は隔年である（第7条）。
- 2) 選挙権・被選挙権に関して、細則は別に定めるが基本は土地所有者で、小作農も含まれる（第2条）。
- 3) ある特定の分野の内容を目的とする新法制定前に、議会に法律案が示され、議会はそれを検討した上で見解書を提出できる（第4条）。
- 4) 議会自体は国王に対する請願権を有したが、何ら決定権を持たない審議機関に過ぎない（第5条）。

上記のように1831年の身分制議会設置令は、基本的大原則のみを示したもので、細則については、1834年に法律化されている（Forordninger af 15. Maj 1834）。注目すべきは小作農まで選挙権・被選挙権が与えられていることである。また本来はドイツ連邦からの要求通り、ドイツ公爵領ホルシュタインだけに設置するだけでよかったのだが、デンマークから分離独立を要求する可能性が高かったため、デンマーク公爵領スレースヴィおよび首都を離れたデンマーク国内2ヶ所にも議会を設置した。国内外の不満を抑えると同時にヒーレスタート体制を維持しようとしたのである。

現代からみれば様々な制限があった身分制議会の設置令であったが、これが公布されたことで、デンマーク社会が大きく変貌する。議員選出のための選挙が実施されるということで、そのための準備が進んだ。選挙運動を通じて自由主義運動が盛り上がり、リベラル派議員が当選し、議会内における発言力を増していく。こうして次の1840年代には政党が相次いで結成されるなど、デンマークに本格的な「政治の時代」が到来するのである。

#### 4-3 世論と言論・出版の自由

さて、1831年5月の身分制議会設置令公布後、言論活動が公然と活発化してきた。デンマークの絶対王制下、出版物は刊行前に検閲を受けることが続いていたが、1770年にストルーエンセが廃止した。彼の失脚後も検閲が復活することはなかったが、当局との綱引きが続いた。新聞は刊行前に当局に事前提出するなど、事実上、出版の自由が制限されていた。デンマークではフランス革命後、1799年に出版自由法が公布されている<sup>35</sup>。形式的には出版の自由が否定されたわけではなかったが、実質的には検閲の復活であった。出版予定物は全て所管の警察署長に提出し、許可を得た後発行・販売が認可された。出版物の内容が体制批判、政権批判、王室批判に繋がる場合は厳罰に処され、最高刑は死刑であった。

ナポレオン戦争中や経済状況が悪化した敗戦直後は大きな動きがなかったが、経済も回復してきた1820年代後半以降、特に1830年代に言論の自由に関する社会的議論が盛んになった。1835年までは、1799年の法律に様々な追加がなされたことも影響していた。作家達の

間では、何を書いてもよいのかいけぬのか以外に、検閲が事実上あるのではないかという議論が沸き起こっていた。

1834年から言論の自由が保障された1849年憲法が制定されるまでは、言論の自由を拡大しようという力と、それを制限しようとする力のせめぎ合い、すなわち言論の自由をめぐる闘争の期間であった。この出版の自由に関する論争は、1834年2月1日に作家リウンゲ A.P. Liunge がコペンハーゲン紙に「デンマークには出版の自由がないのではないか」と苦情を述べたところから始まる。その背景には1799年以降度々規制が追加されてきたことにある。デンマークで書かれて出版されるものは全て、事前に確認される必要があったからである。論争に参加した作家達は海外での革命を経験し、ノルウェーの自由憲法を知っており、絶対王制が唯一の政治体制でないことも学んだ世代であり、変化を望んでいた世代でもあった。この論争は主に雑誌や新聞（ダーゲン紙、コペンハーゲン・フリーヴェエネ・ポスト誌、祖国紙）で行なわれ、流行の読書クラブなどでも議論された。

議論の中心はデンマークには検閲がありや否やであり、それぞれに論客がいた。その中で、1834年12月に『祖国』紙の創設者であるデーヴィズ C.N. David が出版自由法に抵触し、訴追されたことが報道で明らかになった<sup>36</sup>。このことは、論争には重要な出来事であった。このデーヴィズが訴追される前に、検閲が復活されるというまことしやかな噂が流れ<sup>37</sup>、出版の自由を制限する法制定を実施しないよう、コペンハーゲンの一連の有志 スコウ J.F. Schouw, クラウセン H.N. Clausen, スィバーン F.C. Sibbern 等が直接、1835年2月20日、国王に請願 *adresse til kongen* を行なった。請願文は全体として、国王への非難を避けるべく最大限の婉曲表現が用いられ、土地緊縛制廃止等、国王が関わった自由に関する業績を述べた上で、最後に「我々は、かつてデンマークの出版界に平和を告げ、その後も国民の精神生活と思想の自由な表現を守ってきたこの法律（筆者注：1799年の出版自由法）を、陛下が同じ英知と断固たる意思を持って守り続けてくださると、信頼しております」と述べ、検閲を再導入しないことを願うものであった。そして、この声明に賛同する者も増加し、それが、後に出版自由協会 *Selskabet for Trykkefrihedens rette Brug* の設立へと繋がった<sup>38</sup>。

表2 1835年2月の国王への請願署名者（1835年2月21日時点で、全572人）

政府・体制側の署名者：250 43.7%	政府・体制側とは無関係な署名者：322 56.3%
大学教授 27 人、	医者 28 人
芸術アカデミー教授及び芸術家 13 人	手工業者 27 人
高等裁判所判事 10 人	地主・船長他 28 人
高等裁判所弁護士 10 人	学生・学識者 52 人
最高裁弁護士 6 人、	卸売商人 67 人
官吏 82 人	商人 59 人
将校 55 人（大半は海軍）	工場主 8 人
教師・学校関係者 31 人	小売商 53 人

法務官 4 人 聖職者 12 人	(商工業関係者=214 人)
---------------------	----------------

<出典：Kjøbenhavnsposten, d. 1. marts 1835>

請願署名者の内訳を見ると（表 2 参照）、官吏や士官など本来であれば政府体制側の人間が 44%近くいることに驚く。また、商工業関係者が全体の 37%を占めていることも興味深い。

この請願から早くも 5 日後、今回の請願が予想外であったという国王の返答が官報<sup>39</sup>を通じて発表された。その内容は、国王自身は常に国家と国民の幸福のために王権の及ぶ限り全力を尽くしてきたとし、「国家と国民の真の利益と最善とを判断するのは余をおいて他にはない *Vi alene være istand til at bedømme*」というものであった。これは請願に対する間接的な拒否であり、人から言われるのではなく、自分が全てを決定できるのだという、父権的絶対王の宣言であった。デンマーク史において、この国王の言葉は一般的に「余のみぞ知る *vi alene vide*」という言説で知られ、フレデリック 6 世が絶対王であったことを再確認する言葉となっている<sup>40</sup>。

この後、検閲制が導入されることはなく、出版自由法に抵触したことで訴えられていたデーヴィズは無罪判決を受けることになる。この後も自由主義の流れが続き、身分制議会議員の選挙が実施され、10 月にはロスキレとイツェホーで第 1 回の議会が開催された。

#### 4-4 第 1 回ロスキレ身分制議会開催<sup>41</sup>

島嶼部の議会は、首都のコペンハーゲンではなく、西に約 30 キロメートル離れた古都ロスキレで、10 月 1 日より開催され、約 4 ヶ月間続いた。175 年ぶりに開催された身分制議会では一体いかなることが主に議論されたのだろうか。まず、政治的には言論・出版の自由に関する問題が唯一組上に載せられた。次に経済的問題としては最重要事項である赤字と多額の債務を抱える国家財政の問題、ヒールスタート内での関税障壁廃止の問題、それに消費税率の問題が議論された。そして社会的なものとしては賦役の廃止、領主＝小作人間の法的関係など農民に関わる農村の問題が議論された。一方でいわゆる都市の問題、即ち都市の自治に関わる問題、首都コペンハーゲンの貧民救済当局の行政改革、さらに焼酎の酒税問題、刑法や教育に関する問題も議論にのぼった。全体的に見れば社会・経済に関する事項が中心であり、絶対王制という現体制を揺るがすような議論にはならなかった。

そもそも身分制議会は、立法権を有さず、国王に対する請願権のみが認められていた。しかし、議場では様々な討議が自由に行なわれ、時に政府案が否決されることもあった。一部ではあったが請願等の形で国民の生の声が議場にも届いた。そして国王を始めとする政府は、この国民から選出された政治フォーラムとしての議会での討議経過及び結果（世論）を選別的にすくい上げ、議会終了後、絶対王制の維持に必要な法令を公布したのであった。そのなかで、言論・出版の自由に関しては、議会の請願を受け入れず政府の原案通り制限した。しかし、関税問題や地方自治に関しては、議会の請願をほぼ受け入れた形の法律を公布した。

その後の歴史を考えると、この地方身分制議会は絶対王制という枠内に設けられた世論の反響板としての政治的フォーラムであった。そして、この議会設置は議会制民主主義に至る重要な学習期間でもあった。この後も各地方身分制議会は 1849 年に国会が開設されるまで、隔年で開催された。

#### 4-5 1830 年代の政治的特徴

1830 年代のデンマークは、絶対王制の枠組みが維持されながらも、政治が社会の中心的争点となった時代であった。七月革命とローンセン事件に象徴される外圧と内部の自由主義運動の高まりを受け、国王は身分制議会を設置し、限定的ながら国民的討議の場を認めざるを得なくなった。議会は立法権を持たなかったが、選挙と公開討議を通じて世論を可視化し、自由主義勢力の政治的学習の場となった。同時に、言論・出版の自由をめぐる論争は、知識人だけでなく官吏や商工業者をも巻き込み、政治が公共圏で争われる時代の到来を告げた。1830 年代とは、絶対王制が依然として強固でありながら、その正当性が制度的・言論的に掘り崩され始めた決定的な転換期であった。

### 5. おわりに

#### 5-1 フレデリック 6 世の死

国王は晩年病気がちで、1833 年および 1837 年には重病を患っている。また慢性的な気管支炎の持病にも悩まされ、咳き込むことも多かった。特に 1835 年は気が晴れない年であった。娘の婚姻問題、身内の男子の死、それに加えて上にみた言論・出版の自由問題等が一度に起こった年でもあった。1839 年の 71 歳の誕生日を迎えた頃には、誰の目にも国王の衰弱は明らかであった。日毎に辛い咳が続いたが、最後まで職務を果たそうとした。そして、1839 年 12 月 3 日朝、フレデリック 6 世はアマリエンボー城で逝去した。71 歳であった。棺は居城のアマリエンボー城から歴代国王達が眠るロスキレ大聖堂に運ばれた。ロスキレ大聖堂の尖塔が見える場所には正装した農民が待機しており、願い出て国王の棺を運んだ。かつて、土地緊縛制廃止によって自由を得た農民が、感謝を込めて棺を持ち、大聖堂までの最後の道のりを共に歩んだのであった。当時の詩人、ホルスト H.P. Holst は王の死を悼んで次のような追悼詩を詠んでいる<sup>42</sup>。

嗚呼、祖国よ O, Fæderland,  
何というものを失ってしまったのだろうか hvad har du tabt  
老王は眠りについた din gamle Konge sover

オレンボー朝最後の国王であったフレデリック 6 世には、子どもは女子二人のみで男子の継承者を欠いたため、従弟のクリスチャンがクリスチャン 8 世として王位を継承した。現在の王家に繋がるグリュクスボー朝の始まりである。

## 5-2 フレデリック 6 世とその治世

デンマーク国王フレデリック 6 世の統治は実に 55 年間に及んだ。その内の 24 年間は王太子として、31 年間は国王としてであった。その長き治世下には国を揺るがす事件が多発している。対英戦争、商船・軍艦の曳航、フランス側について英仏戦争の敗北、ノルウェー喪失、国家破産、ユダヤ人騒擾、ダンペ事件、ローンセン事件、ドイツ連邦からの圧力による身分制議会設置令公布、言論の自由に関する市民からの請願事件等である。

国王は何かの方面に秀でた能力を持っていた訳ではなかったが、亡くなる直前まで絶対王としての威厳をもって職務にあたった。1780 年代の農業を中心とした改革の断行で、農民には圧倒的な人気があった。ただ、フランス革命を見聞きし、絶対王制に何か批判的な動きがあれば、国王は自らを、そしてヒールスタートを守るために、過敏に反応した。

統治形式でみると、即位後からキール条約締結直前までが、国王と側近によるキャビネット主導型統治が実施され、キール条約締結後からは枢密院が中心となり、多くの政治判断が諸大臣と国王の間で下されることになった。いわゆる官僚主導型絶対王制である。そうして 1816 年以降、フレデリック 6 世の実質的政治的影響力は次第に低下していった。

フレデリック 6 世の治世は、ナポレオン戦争後の混乱から国家を立て直しつつ、絶対王制の枠内で慎重な改革を実施した時代であった。政治面では自由主義の広がりを抑えつつも、諮問的的地方身分制議会の設置や議会選挙を通じて民意を制度内で反映させた。社会・経済面では 1814 年の学校令や農村共同体への制度的支援により、教育と生活基盤の安定を図り、国民全体の結束を促した。文化面では経済復興とともに文学・芸術・科学が活発化し、後の黄金時代の萌芽が見られた。こうしてフレデリック 6 世の治世は、絶対王制の秩序と国家的安定を一応は保持しながらも、自由・教育・文化の発展を促した過渡期として位置づけられる。やがてデンマークは次の時代に様々な経験を積み重ね、1848 年の絶対王制終焉へと歩みを進めるのである。

次稿では、名実ともに最後の絶対王となったクリスチャン 8 世時代 (1839-48) をとりあげ、その社会政策を考察したい。

## 註

- <sup>1</sup> フレデリック 5 世、クリスチャン 7 世の政治状況については以下の拙稿を参照。「デンマーク絶対王制中期の社会政策に関する基礎研究 (4) -フレデリック 5 世治世 (1746-1766 年) を中心に-」『東海大学文化社会学部紀要』第 11 号、2024 年、「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究 (1) -クリスチャン 7 世治世 (1766-1808 年) を中心に (上) -」『東海大学文化社会学部紀要』第 12 号、2024 年、「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究 (2) -クリスチャン 7 世治世 (1766-1808 年) を中心に (中) -」『東海大学文化社会学部紀要』第 13 号、2025 年。

- 2 1784年に王太子フレデリックが中心となり、ベアンストーフ等のドイツ系官僚が協力をして新政権が数々の啓蒙主義的改革を推進していく。
- 3 彼の養育については次の拙稿を参照。「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究(3) — クリスチャン7世治世後半(1784-1808年)を中心に(下) —」『東海大学文化社会学部紀要』第14号、2025年、107頁。
- 4 この農業と農民の大改革については註3の拙稿112-120頁を参照。
- 5 軍人を中心とした赤い羽根 *rød fjer* と呼ばれるお気に入りの副官を重用して、内局で政務を執るようになった。Cf. Møller, Jan: *Frederik 6. –Træk af en konges liv-*, K. 1998, ss. 186-87.
- 6 国王法 *Kongeloven* は1665年に制定された国王の絶対的権力や王位継承を定めた国家の基本法で、第19・20条には、国王は領土を割譲してはならないと規定されている。
- 7 例えば2024年1月16日(火)放送の *Danmarks Radio* “*Kampen om historien*” という番組で歴史家の *Emma Rønberg Paaske* と *Jakob Danneskiold-Samsøe* がそのことを議論している。
- 8 *Vibæk, Jens: Politikens Danmarkshistorie Bd 10 -Reform og fallit-, 1784-1830, K. 1985, s.378.*
- 9 *Feldbæk, Ole: Gyldendals Danmarkshistorie, (red.) Aksel E. Christesen m.fl., Bind 4, K. 1982, s.298.*
- 10 橋本淳『逍遙する哲学者 —ケルケゴール紀行—』新教出版社、1979年、23頁。
- 11 同銀行の理事会は15名から構成され、理事長は国王からの命令を受けない。独立性が強く、政府も干渉できない。銀行運営がある意味初めて行政の手を離れて、市場に委ねられたのである。
- 12 この日同時に次の3つの法律も公布されている。「地方都市における学校規則」、「コペンハーゲンにおける学校公教育」、「ユダヤ人学校に関する法律」。各々微細な相違はあるが、基本部分は同じである。本稿では人口の大半を占める農村における学校令を検討していく。
- 13 下限は6歳である。
- 14 体育の導入については、軍事教練に興味を持つ国王が熱心であった。Cf. *Vibæk, op. cit., s.433.*
- 15 Cf. コスゴー、オーヴェ (川崎一彦編訳・高倉尚子訳): 『光を求めて —デンマークの成人教育500年の歴史』東海大学出版会、1999年、116頁。
- 16 北欧ではデンマークの次に早いのがスウェーデンで、義務教育導入は1842年。
- 17 Cf. *Lawaetz, Eva: Black Education in the Danish West Indies from 1732-1853, St. Croix Friends of Denmark Society, St. Croix, 1980, p.1.*
- 18 カリブ海にある西インド諸島植民地 (*St. Thomas* 島、*St. Croix* 島、*St. Jan* 島)、そしてインドのニコバル諸島、及びインド本土の *Trankebar* 等貿易拠点、アフリカ奴隷海岸沿いの貿易拠点。
- 19 その影響を受けて、大商社である *Meyer& Trier* が1820年に廃業している。
- 20 変化に対応出来ない住民のために行政側が精神病院を含む病院や社会福祉施設を設置している。聖ハンス病院と *Claudl Rossets stiftelse* (施設) がコペンハーゲン市の牧場 *ladegaarden* からロスキレ郊外のビストロブに移転し、精神病院と救貧院 *Lemmestiftelse* が設置された(1816年)。
- 21 *hep-hep* はドイツから伝わったもので、元来は中世のユダヤ人迫害に用いられた言葉で、ユダヤ

人排斥を煽るための掛け声だった。童話作家のアンデルセンもこの騒擾を目の当たりにしている。

- 22 国王の経済顧問がユダヤ人の David Meyer だったことも背景にある。
- 23 ビラやポスターには、フレデリック 6 世が「ユダヤ人の国王 jødernes konge」と記されることもあった。
- 24 なお、後の身分制議会設置に関してユダヤ人の選挙権・被選挙権が議論されたが、結局被選挙権は認められず、彼らの完全な市民権が認められたのは 1849 年の自由主義憲法においてであった。
- 25 時期的には 19 世紀前半であり、この時代は、デンマークの文化的なアイデンティティが確立され、現代にまで続く多くの傑作が生まれた重要な時期であった。C. エカスベア（絵画）、B. トーヴェルセン（彫刻）、H. C. アンデルセン（童話）、キェルケゴール（哲学）などが活躍した。他にも新古典主義建築が展開をみ、音楽やバレエも隆盛した。また H.C. エアステッツが電磁気を発見したり、アルミニウムの生成に成功するなど、科学技術の面でも一時代が築かれた。
- 26 釈放後、受難に対して少額の年金が与えられた。彼自身は自分の伝記を書いている。  
 “Fortælling om mit Fængsel i haardeste Grad i tyve Aar, og min Forviisning i syv Aar, Lidelser, mig tilføiede formedelst min Lære om Folkets Ret” K.1858(genudgivet 1951).
- 27 なお、グルントヴィは後に国王に検閲の廃止を願い出て、1837 年に終身検閲を解かれている。
- 28 彼らが問題視したのは、それまで使用していた敬虔主義に基づくポントヴィダンの教理問答集が使用禁止にされ、代わってバレの合理主義的問答集の使用を強制されたからであった。家庭によっては子弟を教会の影響下にある学校には通わせず、自宅で教育を行なう場合もあった。
- 29 これが後のリースクール運動に繋がり、今日までもその影響・伝統が続いている（この場合のフリーとは政府の管理・運営から自由であろうとすることを意味する）。
- 30 自由職人とは同職組合（ギルド）に未所属で、組合の規則に完全には縛られずに、当局の許可を得て自分の工房を構え、親方（マスター）としての仕事を行なうことができた職人のことである。
- 31 「スレースヴィー＝ホルシュタイン」という表現は、デンマーク公爵領のスレースヴィーとドイツ公爵領のホルシュタインが、不可分の一体であることを示している。その上で共通の自由主義憲法および議会を要求しているのである。
- 32 立場を変えて、スレースヴィー＝ホルシュタイン統一論者にとっては、彼の業績が称えられ、その後の統一運動における礎となっている。なお、ローンセン事件の詳細については次の拙稿を参照。  
 「19 世紀デンマークにおける地方身分制議会設置令について」『北海道東海大学紀要（人文社会科学系）』第 7 号、1994 年、59-63 頁。
- 33 1831 年の身分制議会設置令に関しては、註 32 の拙稿を参照。
- 34 声明自体は短文で、以下の通り。「余は、余が全ての者の幸福のために、適当な時期に相応しい如何なる行為をも行なうつもりであることを、皆の者が確信しているよう期待する」。国王は極めて遠回しに憲法を与えることを約束しているのである。
- 35 1799 年の出版自由法に関しては次の拙稿を参考。「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究 (3) — クリスチャン 7 世治世後半 (1784-1808 年) を中心に (下) —」, 124-26 頁。

- <sup>36</sup> 訴訟は1835年5月に下級審で無罪となったが、官房が上訴した。最終的には翌年12月に再度無罪となったが教授職は剥奪された（年金は全額保証された）。
- <sup>37</sup> 1834年12月16日付けで、国王はデンマーク官房に「より厳格な検閲の導入と機会ごとに実施されていた当局の介入を裁判所が阻止する件について」問うたのであった。この件が外に出てしまい、既存法を守ろうとする市民の運動が立ち上がった。
- <sup>38</sup> この団体の設立目的は出版の自由の適切な使用と国民への啓蒙であった。本団体設立により目先の論争は一旦終わったことになる。
- <sup>39</sup> Collegial-Tidende, nr.9 d.28.februar 1835.
- <sup>40</sup> 換言すると、世の中で自由主義が次第に高まりを見せる中、「絶対王である自分のことを忘れるな！」という国王の悲痛な叫びだったように筆者は理解している。
- <sup>41</sup> 議会の詳細については次の拙稿を参照。「デンマーク第1回ロスキレ地方議会(1835-36年)について」『北海道東海大学紀要（人文社会科学系）』第8号、1995年、15-32頁。
- <sup>42</sup> 政治的自由の実現をめざす自由主義者は異なる反応を示した。自分達の理想を実現するための障壁が除去されたと感じたのである。その具体的象徴として「祖国」紙が12月7日より日刊となり、絶対王制を攻撃する政治プログラムが掲載された。さらに、同日レーマンが学生の自由主義憲法要求書を国王に渡している。

#### フレデリック6世時代年表\*

- ・1808年：国王クリスチャン7世が卒中で倒れ死去し、王太子フレデリックがフレデリック6世として即位する。彼は名実ともに統治者として君臨し、枢密院を無力化して個人的な内局（キャビネット）体制を敷く。
- ・1809年：ノルウェー救済委員会が設置される（ノルウェーで餓死者38,000人）。グリーンランドでデンマーク向けの石炭採掘が始まる。スウェーデンでは国王グスタヴ4世が廃位され、フレデリック6世も候補の1人となるが、結果的にノルウェー総督のクリスチャン・アウグスト王子が次期王位継承者に選出される。
- ・1810年：N. F. S. グルントヴィの説教「神の声はなぜ教会より消えたのか」により、合理主義神学との闘争が始まる（3月）。  
クリスチャン・アウグスト王太子がスウェーデンで急死し、最終的にスウェーデン人はナポレオンの右腕のベルナドッテを王位継承者に選出する。
- ・1811年：12隻のデンマーク砲艦が英国の占領するアンホルト島を攻撃するが、英国の反撃にあい敗北を喫する。
- ・1812年：ロシアはナポレオン撃退後、フレデリック6世に対して反フランス同盟に入るよう圧力をかける。条件はノルウェーの割譲と北ドイツにおける領土獲得であった。フレデリック6世はノルウェーを手放す意思が無く、交渉入りを拒否した。
- ・1813年：1月にはロシアが引き続きデンマークに圧力をかけて反フランス同盟に参加させようとする。

る。その一方でフランスからはデンマークとの二国間同盟に関する問い合わせがあり、デンマークはそれを確約した。フレデリック 6 世はフランスとの同盟がノルウェーをデンマークの側に残す最良の策だとみていた。

政府は紙幣を増刷し、インフレがいわゆる「国家破産」状態を引き起こす。1月5日勅令により新しい国立銀行が創設され、そこが唯一の貨幣発行機関となる。

哲学者キェルケゴールが誕生する (5月5日)。

7月にフレデリック 6 世は再度フランスとの同盟条約に署名する。これによりデンマークはホルシュタインにおける軍事援助を約束されるが、新たな軍事衝突発生時にはフランスの敵国に宣戦布告をし、ナポレオンに軍事援助をする義務を負うことになった。

フランスと対仏同盟国との停戦が終わり、デンマークはフランスとの新同盟条約により、12,500人からなる部隊を提供することになる (8月11日)。

10月にナポレオンはライプチヒでの戦いに敗北し、ハンプルクに後退してきた。それゆえデンマークは、スウェーデン・ロシア・ドイツ軍のホルシュタイン侵攻時には、単独で抗戦し、アイダー川まで後退した。

フレデリック 6 世はノルウェー割譲について議論するために、1808年以来未開催であった枢密院を召集した。枢密院の助言は、一部も含めてノルウェーを割譲しないことであった (12月3日)。

デンマーク軍はレンスボーに退却するが、そこでカール・ユーハン率いるスウェーデン軍に包囲される (12月10日)。フレデリック 6 世は戦争続行を断念し、停戦に入る (12月15日)。

- ・ **1814 年** : 1月14日、キール講和条約が締結され、デンマークはスウェーデンにノルウェーを割譲する。ノルウェーの古来からの領土であるフェロー諸島、アイスランド、グリーンランドはデンマーク領として残る。そして、補償としてデンマークは前ボメルンとリュウゲン島を獲得する。ヘルゴランドは英国に割譲され、その代償としてカリブ海デンマーク領はデンマークの統治下に戻される。そしてデンマークは対仏同盟に参加する。

勅令によりユダヤ人が市民権を獲得する (4月29日)。

ノルウェー人は祖国が割譲された結果に失望し、5月17日、アイッツヴォル憲法を採択するとともに、総督クリスチャン・フレデリックをノルウェー国王に選出する。

フレデリック 6 世が枢密院を召集する。この後枢密院は定期的に開催される (5月29日)。

全土に、普通学校に関する勅令が公布される (7月29日)。この学校令によって7-14歳が対象の義務教育が導入された。一方で、言論出版の自由が各方面で強化される。

フレデリック 6 世がウィーン会議に参加し (10月)、デンマークは前ボメルンとリュウゲン島の代わりにラウエンブルク公国を獲得する。

- ・ **1815 年** : ノルウェーを喪失したために重要な穀物輸出先がなくなり、その上英国が自国の農業保護のために穀物法を制定した結果、農業は壊滅的な打撃をうける。ウィーン会議から帰国の際、国王は首都で大歓声をもって迎えられた。

この頃、経済における「自由主義」が広がり始める。

- **1816年**：統治の中心は各省庁に移り始め、国王の統治に対する個人的影響力が減少し始める。ヨーロッパにおける経済状況の悪化は商業危機を招来し、1816-20年の5年間には毎年50の商社が倒産した。  
陸軍は兵役を2年間と定める。兵士は専ら農民男子であった。  
聖ハンス病院がコペンハーゲンからロスキレ郊外に移転し、精神病院と救貧施設が設置される。
- **1817年**：宗教改革300周年を記念して、デンマークの監督達が教書を出す。宗教界においては合理主義（神学）が依然幅を利かせている。  
刑法において、新しく人間的な視点が取り入れられ、例えばホルシュタインの殺人者は最初に左手を切断すること無しに斬首される。  
卸売団体委員会が国王の商業関係の諮問機関として設置された。商人ギルドへの加盟は試験の結果次第になる。6月にコペンハーゲンの孤児院「子供の家」で暴動が発生する。
- **1818年**：国立銀行が再編されて国家から独立した中央銀行となる。ナポレオン戦争後の景気後退の中で、世界市場における農産物価格が大きく下落し、デンマークも深刻な農業危機に見舞われる（～1828）。最も打撃を被ったのはローンや税金を現金で支払わねばならなかった自作農や地主であった。  
エカスペアが芸術アカデミー教授となり、デンマーク絵画の将来の発展に大きな影響を与えることになる。
- **1819年**：コペンハーゲン～キール間に蒸気船「カレドニア号」が就航する。農民の経済状況を考慮して政府は減税を実施する。  
一連のユダヤ人騒擾事件がおこる。作家B.トックセンが国王に憲法制定を要求する書簡を公表し、年金付きの蟄居に処される。  
国教会では合理主義が有力であるにも係わらず、人々の間ではそれに抗う動きが出てくる。ユトランド半島のホーセンス地域では「強きユラン人」と呼ばれる宗教運動が起こり、フン地方では大工のC. マッセンが覚醒運動を始める。  
14歳のアンデルセンがコペンハーゲンにやって来る。
- **1820年**：H.C. エアステッツが電磁気を発見する。自由主義的な考えを有する学生協会がコペンハーゲンで設立される。哲学博士J.J. ダンペが政治結社「鉄の環」を通じて絶対王制の転覆を図ろうとした罪で警察に逮捕され、死刑判決を受けたが最終的には終身刑に減刑される。
- **1821年**：コペンハーゲン市の北門が夜間も開放される。フン島で宗教活動する俗人説教者マッセンが逮捕され、最終的に最高裁で罰金刑の判決が出る。
- **1822年**：農産物価格が18世紀のクリスチャン6世時代以来の低水準に留まる（ユトランド地方の打撃大きい）。通貨クローネが導入される。  
ソーリョ・アカデミーが再興される。コペンハーゲン市の牧場が貧民やホームレスの労働施設に変わる。手工業界では、1800年に認められた親方試験無しに自由職人になれる権利が廃止される。手工業者が徒弟や徒弟見習いを雇用する際、県知事の認可が必要となる。

- ・ **1823年** : 大部分の農産物価格が最低水準に達し、土地税の減税が実施される。貿易を活発化するために西インド諸島における独占貿易が緩和される。  
言語学者ラスムス・ラスクがインドより多くの貴重な手稿や学術資料を持ち帰る。  
ドイツ連邦議会の決定により、ホルシュタインはデンマーク国王の自由意志による新しい憲法制定を待つこととなる。
- ・ **1824年** : A. S. エアステッツが政府法律顧問になる。彼はアンデルセンのパトロンとしても知られるデンマーク官房のヨナス・コリンと共に、フレデリック 6 世の国家統治で大きな役割を果たす。外相 N. ローセンクランツが死去し、後任はエルンスト・シメルマン。再度土地税に関する変更が行なわれ、紙幣での納付が一部許可される。  
B. S. インゲマンが歴史小説『大ヴァルデマルとその同志』、S. S. ブリッカーが『農村教会書記の日記』を出版する。  
読書クラブ「アテネウム」が設立される。H. C. エアステッツによって、自然知識普及協会が設立される。
- ・ **1825年** : 農産物価格が緩やかに上昇し始める。オーデンセがチフスに襲われる。王立北欧古文書協会が設立される。  
ホルムゴーのガラス工場が創立される。高潮がテューボルのアガタンゲンを襲う。  
H. N. クラウセン教授が『カトリックとプロテスタントの教会法、教え、儀礼』を刊行する (8月20日)。グルントヴィが小冊子『教会の反論』を発刊する。その冊子にはクラウセン教授への激しい個人攻撃が含まれたため、教授は名誉毀損でグルントヴィを訴える (9月5日)。
- ・ **1826年** : 教会論争が活発化する。グルントヴィはクラウセン教授を侮辱した罪で罰金刑に処せられた上に、終身検閲を受ける (1837年廃止)。
- ・ **1827年** : H. C. エアステッツ がアルミニウム製造に成功する。  
国外追放処分が廃止される。J. L. ハイベアのコペンハーゲン・フリーヴァネ・ポスト誌が発刊される。コペンハーゲンとユトランド間に定期船が就航する。デンマーク初の音楽学校がコペンハーゲンに開校する。
- ・ **1828年** : 英国の穀物法が緩和され、同国向けの穀物輸出量が増加し始め、大農業危機が次第に終わりを告げる。コペンハーゲン＝マルメ間に最初の定期航路が開設される。  
王立劇場でハイベアの作品「エルバホイ」が上演された。女性慈善協会によりデンマーク最初の保護施設が設立される。
- ・ **1829年** : H. C. エアステッツを学長とする工業大学が設立される。  
エーレンスレーヤーがルンドで、スウェーデンの詩人テグネールにより北欧の桂冠詩人に叙される。  
ブリッカーが『ヴァイルビューの牧師』を出版する。対象者を拡大した新しい徴兵令が公布される。
- ・ **1830年** : 景気が回復へと向かい、この年がデンマーク社会発展の転換点となる。  
デンマークで初めて建造された蒸気船「フレデリック 6 世号」が進水する。コペンハーゲンのクリスタル通りのシナゴグの建立に関して、町中で騒擾が起きる。

クリスチャン・フレデリック王太子（後のクリスチャン8世）が枢密院に席を占める。王立軍事学校が設立される。学校における体操教育が始まる。

パリの7月革命の影響を受けてシルの行政官で、政治家であるU. J. ローンセンが小冊子を以て、スレースヴィとホルシュタインに自由憲法を要求する。その小冊子は大きな反響を呼んだため、彼は逮捕され、公職も剥奪された上で一年間投獄される（ローンセン事件）。

- **1831年**：王国内4カ所（ホルシュタイン、スレースヴィ、ユトランド、島嶼部）に諮問的の地方身分制議会（以下、身分制議会と略）設置を認める勅令が公布される（5月28日）。新聞ベアリンスケ・ティーデネが日刊紙になる。
- **1832年**：身分制議会設置令発布一周年を記念して、A. F. チェアニング主導で「5月28日協会」が設立され、国家の財政、予算に秩序を求める。オーラ・レーマンが「学生協会」を組織する。南ユトランドの言語問題が表面化する；キール大学の憲法学教授 C. ボウルセンが、ローンセンの小冊子に対する返答の中でスレースヴィがデンマークのレーンであることを強調する。
- **1833年**：西インド貿易における独占特権が廃止され、コペンハーゲン商人は大打撃を受ける。ヨナス・コリンの発案により、統計委員会が設置される。コペンハーゲンのクリスタル通りにユダヤ教信徒のシナゴークが落成する。
- **1834年**：地方身分制議会ごとに合計4つの勅令が公布される。これらの法律と1831年5月31日の布告が身分制議会に対する法的基礎となる（5月15日）。

C. N. ダーヴィズらが9月に創刊した『祖国』紙（週刊）を通じて、自由主義思想が広まり、各地で政治的な動きがみられる。

身分制議会設置勅令（細則）が公布され、それに基づき選挙が行われる。選挙権を有したのは総人口の2.8%で、ユダヤ人は選挙権を有したものの被選挙権は付与されなかった。選挙権および被選挙権は土地所有に基づいたため、自由主義的な考えを持った市民や官吏の影響力は限定的であった。首都コペンハーゲン12万人の住民の内、被選挙権を有したのは1070人であった。農民は自グループからオーレ・カークを選出した。デンマークの総人口が120万人に達する。

国王はデンマーク官房に対して、検閲の強化及び、裁判所がある者を検閲下に置く判決を下した際、その判決を覆す権利を裁判所から奪える可能性について諮問する（12月16日）。

- **1835年**：国王が検閲の判決に関連して、裁判所の裁判権を排除する提案をしたとする噂が流れ、識者等572人が署名した請願書が提出される（2月21日）。

政府への抗議運動が始まったことを受けて、象徴的に「余のみぞ知る」というフレーズで知られる声明が発表される。この物言いはフレデリック6世の国父的絶対主義を如実に物語っている。

政府からの実際の攻撃に備えて「言論出版自由協会」が設立され、機関誌「デンマーク国民新聞」が発刊された（4月27日）。

第1回地方身分制議会がロスキレ、イツェホー（ホルシュタイン）で開催される（10月1日）。それに先立ち国家財政が公表され、その件がロスキレ議会で大きく取り上げられた。

結局、検閲は強化されず、ダーヴィズも最高裁で無罪判決を受けた（12月2日）。本事件は大きな

注目を集め、裁判所が公的に政治的な問題を取り扱うことを明らかにした。

アンデルセンが『即興詩人』及び最初の童話集を出版する。

- **1836年**：ヴィボーとスレースヴィで身分制議会が開催される（4月11日）。ヴィボー議会でも農民議員が徴兵制を農民以外に拡大することを求めた。法律家のオーラ・レーマンはこの議会開催がスレースヴィにおけるデンマーク性とドイツ性の間に厳しい対立を招来するとし、同地におけるデンマーク性維持を求める。これを受けて言論出版自由協会の活動が翌年には北スレースヴィにまで拡大される。

N. ローレンツェンがスレースヴィ議会に於いて、デンマーク語が北スレースヴィにおける法廷用語となることを要求する。グルントヴィが国民高等学校に関する最初の著作『生きるための学校』を発行する。

- **1837年**：この頃よりフレデリック6世が病がちになる。都市法が制定される。拷問下における取り調べが法律で禁止される（12月6日）。

グルントヴィの生涯検閲が廃止される（12月24日）。官報において史上初めてデンマーク王国の総合会計簿（1835年度）が公表される。

西インド総督ピーター・フォン・ショルテンが奴隷の社会的状況を改善する（例えば奴隷も土地所有権が一部認められ、学校教育状況も改善された等）。

- **1838年**：新聞税法が制定される。ハーザスレウでデンマーク化を推進する新聞『ダンネヴィアケ』が創刊される。同紙はスレースヴィで最初のデンマーク語新聞となる。

中央銀行紙幣が平価になる。この頃より近代工業化が進み、工業協会が発足する。

グルントヴィは土地緊縛制廃止50周年に関連して、「人間の記憶」と題する連続講義を行なう（6月～11月）。

彫刻家のベアテル・トーヴァルセンが、41年間イタリアで過ごした後デンマークに帰国する（9月17日）。

- **1839年**：デンマーク歴史協会がC. モルベックが中心になって設立される（2月）。グルントヴィがヴァートウ教会の牧師に任命される（6月9日）。

イエーテボーリで開催された北欧自然科学者集会で、自然科学者の立場からの北欧一体化をめざす汎スカンジナビア主義が唱えられる。作家のブリッカーがヒメルベアウエズで国民集会を開催する。これは汎スカンジナビア主義を背景にした国民及び国家の覚醒運動であった。コペンハーゲンとルンドで最初の学生集会が開催される。

西インドにおける植民地3島で、黒人奴隷子弟に一般義務教育が導入される。

12月3日、フレデリック6世が71歳で他界し、国父を失なった悲しみに全土が包まれる。新国王クリスチャン8世は、前国王の従弟であり、教養人で若き日にノルウェーのアイッツヴォル憲法制定に尽力した経歴より、自由主義者からの期待が非常に大きい。

\*作成に際しては主に次のものを参考にした。

- Petersen, Kai: Danmarkshistoriens hvornår skete det, K. 1985.
- Skipper, Jon Bloch (red.): Danmarkshistoriens Årstal, Achehoug og Det Historiske Hus, K. 2001.
- フレデリック 6 世時代 (1808-1839) 参考文献 (発行地が København の場合は K. と略)
- Alstrup, Erik og Poul E. Olsen (red.): Dansk kulturhistorisk Opslagsværk I-II, K. 1991.
- Bagge, Povl: Povl Engeltoft (udg.): Danske politiske Breve fra 1830erne og 1840erne I-IV, K. 1945-58.
- Bech, Sven Cedergreen: Storhandelens by, Københavns Historie Bd. 3 (1728-1830), K.1981.
- Bjerg, Hans Chr. og Ole L. Frantzen: Danmark i Krig, Politikens Forlag, K. 2005.
- Bobé, Louis (udg.): Efterladte papirer fra den Reventlowske familiekreds i tidsrummet 1770-1827, I-X, K. 1895-1932.
- Blüdnikow, Bent: Jødefejden 1819, 100 danmarkshistorier, Aarhus, 2019.
- Busck, Jens Gunni: Frederik 6. Regent i en revolutionstid. K. 2019.
- Dampe, J. J.: Fortælling om mit fængsel i haardeste grad i tyve aar, og min forviisning i syv aar, lidelser, mig tilføiede formedelst min lære om folkets ret. Salomon, K. 1858/1951.
- Engelstoft, Poul og Svend Dahl: Frederik VI, i Dansk Biografisk Leksikon, IV, K. 1933.
- Fabricius, K. (red.): Danmarks Konger, K. 1944.
- Feldbæk, Ole: Gyldendals Danmarkshistorie, (red.) Aksel E. Christesen m.fl., Bind 4, K. 1982.
- Feldbæk, Ole: Gyldendals og Politikens Danmarkshistorie, (red) Olaf Olsen, Bind IX, K. 1990.
- Feldbæk, Ole m.fl. (red.): Dansk Udenrigspolitik Historie Bind 2, K. 2006.
- Hansen, Svend Aage: Økonomisk vækst i Danmark I, K. 1972.
- Historikergruppen (udg.) : Danmarks Historie II, K. 1950-51.
- Holm, Edvard: Danmark-Norges Historie fra den Store Nordiske Krigs Slutning til Rigernes Adskillelse 1720-1814, Bind IV, K. 1902.
- Hvidtfeldt, Johan: Håndbog over danske lokalhistorikere, (Den Historisk Fællesforening), K. 1952-56.
- Jensen, Hans: De danske Stænderforsamlings Historie 1830-1848 I-II, K. 1931-34.
- Jensen, Hans: Dansk Jordpolitik I, K. 1936.
- Jensen, Hans: Vi alene vide – Et kilde kritisk Bidrag til Vudering af danske Enevælde, Historisk Tidsskrift X. R.4.1937-38, ss. 261-77.
- Johansen, Hans Chr.: Dansk økonomisk politik i årene efter 1784, bind 1 og 2, Århus, 1968 og 1980.
- Johansen, Hans Chr.: En samfundsorganisation i opbrud, Dansk socialhistorie Bd.4, K. 1979.
- Jørgensen, Frank og Westrup, Morten: Dansk centraladministration i tiden indtil 1848, K. 1982.
- Jørgensen, Harald: Trykkefrihedsspørgsmaalet i Danmark 1799-1848, K.1944.

- Jørgensen, Poul Johs.: Dansk Retshistorie, K. 1965.
- Koch, Hal (red.): Den danske kirkes historie (tiden 1800-1848), Bind 6, K. 1954.
- Larsen, Christian Erik Nørr og Pernille Sonne: Da skolen tog form 1780-1850. Dansk skolehistorie bd. 2 (red.) Charlotte Appel og Ning de Coninck-Smith, Aarhus Universitetsforlag (2013).
- Larsen, Christian: A Diversity of Schools: The Danish Acts of 1814 and the Emergence of Mass Schooling in Denmark, "Nordic Journal of Educational History", 4 (1): 3-28, 2017.
- Larsen, Joachim: Bidrag til Den danske skoles historie, Bind II, K. 1893/1984.
- Lausten, Martin Schwarz: Kirkens historie i Danmark - pavekirke, kongekirke, folkekirke-, K. 2018.
- Lomholt-Thomsen, Johs: Kilder til Danmarks historie efter 1660, Bind II, Historielærerforeningen, Gyldendal, K. 1973.
- Lyngby, Thomas, Søren Mentz og Sebastian Olden-Jørgensen: Magt og pragt -Enevælde 1660-1848-, K. 2010.
- Markussen, Ingrid: Visdommens lænker. Studier i enevældens skolereformer fra Reventlow til skolelov, K. 1988.
- Møller, Jan: Frederik 6. -Træk af en konges liv -, K. 1998.
- Petersen, Kai: Danmarkshistoriens hvornår skete det, K. 1985.
- Rubin, Marcus: Frederik VI's Tid fra Kielerfreden til Kongens Død, K. 1895.
- Schou, J.H. m.fl.: Schous Forordninger I-XXII, K. 1777-1840.
- Scocozza, Benito: Danmarkshistoriens hvem, hvad og hvornår, K. 1996.
- Scocozza, Benito: Politikens bog om Danske Monarker, K. 1998.
- Skipper, Jon Bloch (red.): Danmarkshistoriens Årstal, Achehoug og Det Historiske Hus, K. 2001.
- Skovmand, Roar: Folkestyrets Fødsel 1830-1870, Politikens Danmarks Historie XI, K. 1978.
- Vibæk, Jens: Politikens Danmarkshistorie Bd. 10 -Reform og fallit-, 1784-1830, K. 1985.
- コスゴー、オーヴェ (川崎一彦編訳・高倉尚子訳): 『光を求めて -デンマークの成人教育 500年の歴史』 東海大学出版会、1999年。
- 佐保吉一「19世紀デンマークにおける地方身分制議会設置令について」『北海道東海大学紀要(人文社会科学系)』第7号、1994年。
- 佐保吉一「デンマーク第1回ロスキレ地方議会(1835-36年)について」『北海道東海大学紀要(人文社会科学系)』第8号、1995年。
- 佐保吉一「デンマーク絶対王制後期の社会政策に関する基礎研究(3) -クリスチャン7世治世後半(1784-1808年)を中心に(下)-」『東海大学文化社会学部紀要』第14号、2025年。
- 橋本淳(編)『デンマークの歴史』創元社、1999年。